

嘉手納町住宅リフォーム支援事業

町内施工業者を利用して行う10万円以上の工事とし、「補助金交付決定通知」を受けてから行う工事です。令和7年2月までに完了することができる工事が対象です。

対象工事例一覧表

対象工事	対象箇所	対象工事	備考
基本工事	壁・床・天井・ベランダ 縁側等全般	修繕・張替え・間仕切りの変更・増築、段差解消・ 手すりの新設（バリアフリー化工事等）、塗装・防 水・断熱等その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事を伴うものに限る ・別途申請等が必要な場合があります ・建築確認が必要な場合は確認済証の写しの提出 ・対象工事にて、他の補助や貸付制度を利用しないもの
	浴室・トイレ・キッチン	浴槽・洗面台・便器・建具・ユニットバス化・シス テムキッチン・流し台の取替又は新設、タイル工事 その他	
	外壁・屋上・屋根・庇 雨樋	断熱・防水・塗装・葺替えの修繕又は新設等工事	
	家具等	造作家具の新設等工事	
	サッシ・雨戸・網戸・ふす ま・障子等	修繕又は新設等工事	
	水道・電気	水道・電気工事 (別途申請等が必要な場合があります。)	
	電気温水器等	取替・新設工事	
外構工事	下水道	公共下水道接続工事 (上下水道課に別途申請等が必要・接続工事に伴う 浄化槽撤去工事含む)	
	門扉・ポーチ・テラス 庭園等	修繕又は新設等工事、段差解消・手すりの設置等(バ リアフリー化工事)、植樹等工事、舗装工事	
	倉庫・車庫・物置等 (土地に固定するもの)	新設工事・その他基本工事に含まれるもの (設置工事を伴うものに限る)	



注意！ 施工業者が、一括して第三者に工事を請け負わせた場合は補助対象としない。

対象外工事の例

- × 広告、看板その他営利を目的とした構造物の設置工事
- × 電化製品等の購入または工事を伴わない設置に係る費用
- × 設置工事を伴わない家具又は備品の購入及び組立てに係る費用
- × 住宅リフォーム工事を伴わない解体工事
- × 土地の購入及び造成に係る費用
- × 樹木等の伐採、剪定その他維持管理に関する費用



判断できない場合はお問い合わせ下さい。

- 問合せ窓口：嘉手納町役場 2階 企画財政課 定住対策係 電話番号 956-1111 (内 244)